

「振込規定」制定のお知らせ

当組合では、令和2年11月16日より、令和2年4月1日に改正された民法(債権法)に基づいた「振込規定」を新たに制定いたします。

※ 振込依頼書または当組合の振込機による当組合または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込について、適用されます。

1. 適用開始時期

令和2年11月16日(月)

2. ホームページ掲載場所

当組合ホームページ下段「規定集」→「振込規定」

「<https://www.hyoishin.co.jp/kitei/index/html>」

以 上